



鳥取県公報

令和6年2月2日（金）
号外第5号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（1）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 3
- ◇ 訓 令 鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令
（1）（デジタル基盤整備課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

公布された規則のあらまし

◇生活保護法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

生活保護法施行規則の一部が改正され、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給申請書の記載事項に個人番号が加えられたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 就労自立給付金申請書及び進学準備給付金申請書の様式に個人番号の項目を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第1号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和28年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第36号（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">就労自立給付金申請書</p> <p>生活保護法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給を受けたいので、下記のとおり必要書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所又は居所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;"><u>個人番号</u></p> <p style="text-align: center;">福祉事務所長 様</p>	<p>様式第36号（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">就労自立給付金申請書</p> <p>生活保護法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給を受けたいので、下記のとおり必要書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所又は居所</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">福祉事務所長 様</p>
<p>様式第39号（第18条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">進学準備給付金申請書</p> <p style="text-align: center;">福祉事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所又は居所</p> <p style="text-align: center;">（大学等に進学する者）</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;"><u>個人番号</u></p> <p>生活保護法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 略</p>	<p>様式第39号（第18条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">進学準備給付金申請書</p> <p style="text-align: center;">福祉事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所又は居所</p> <p style="text-align: center;">（大学等に進学する者）</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊦</p> <p>生活保護法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第1号

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年2月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 C I Oは知事を、 I T統括監は<u>デジタル局長</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(情報の把握)</p> <p>第9条 デジタル基盤整備課長は、情報システムの適切な管理に資するため、常に情報システムに係る最新の情報を把握するとともに、必要に応じ、C I O、C I O補佐官及び I T統括監に報告を行い、その指示又は助言を求めるものとする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第10条 知事は、他の任命権者から情報システムに係る事務処理について要請を受けた場合には、当該任命権者が所轄する部局の課（課に相当するものを含む。）の長を第2条第1項第4号の所属長とみなしてこの訓令を準用することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 C I Oは知事を、 I T統括監は<u>政策戦略本部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(情報の把握)</p> <p>第9条 デジタル基盤整備課長は、情報システムの適切な管理に資するため、常に情報システムに係る最新の情報を把握するとともに、必要に応じ、C I O、C I O補佐官、<u>I T統括監及びデジタル局長</u>に報告を行い、その指示又は助言を求めるものとする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第10条 知事は、他の任命権者から情報システムに係る事務処理について要請を受けた場合には、当該任命権者が所轄する部局の課（課に相当するものを含む。）の長を第2条第4号の所属長とみなしてこの訓令を準用することができる。</p>

附 則

この訓令は、令和6年2月2日から施行する。